資料３

平成２７年２月９日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

**認定調査結果等の提供に係る取扱いについて**

**（平成27年4月から）**

**１．認定調査結果等の提供について**

江戸川区では個人情報の外部提供については、通常その都度申請等を行うことになって

いますが、サービス等利用計画案の作成に必要な認定調査結果及び医師意見書の提供に

限定して、個人情報の外部提供の手続きを一括で処理しています。

4月1日から、依頼の手続きおよび提供窓口を一部変更しますので、お知らせいたします。

　　① 提供資料：認定調査結果、医師意見書

② 作成時期：原則３年に１度〔新規申請時及び障害支援区分認定の更新（変更）時〕

③ 提供期間：指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の指定期間の満了日まで

**２．認定調査結果等の提供までの流れ**

利用者が事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼

利用者と事業所が計画相談支援の契約（※）

事業所から区の「ケース担当係」に認定調査結果等の提供依頼

（「認定調査結果等の情報提供依頼書」）

認定調査結果等を「認定係」から事業所に郵送

|  |
| --- |
| ※　利用者との契約が締結されていても、以下の書類がケース担当係に提出されていない場合には認定調査結果等の提供はできません。  「（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）申請書　　 様式17号」  「（計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費）依頼届出書 様式18号」 |

**３．依頼方法**

提供依頼の受付窓口はケース担当係となります。「認定調査結果等の情報提供依頼書」に

必要事項を記入のうえ、持参もしくは郵送してください。

【郵送の際は、ケース担当係名の後に「障害福祉サービス情報提供担当」宛とご記載ください。】

認定調査結果及び医師意見書は、障害認定審査会の審査・判定資料になるため、提供の

タイミングは、障害認定審査会終了後とします。

**４．区分認定について**

区分認定は、介護給付等（一部の訓練等給付、地域生活支援事業を含む）の利用申請が

あった場合に行います。

それ以外のサービスのみを利用申請された場合は、区分認定を行わないため認定調査結果及び医師意見書は作成しません。

詳しくはケース担当係までお問合せください。

**［参考］**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス種別・サービス名 | | 認定調査結果 | 医師意見書 |
| 介護給付 | | ○ | ○ |
|  | 同行援護（身体介護を伴わない場合） | × | × |
| 訓練等給付 | | ○ | × |
|  | 共同生活援助（入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合） | ○ | ○ |
| 地域活動支援センターⅡ型 | | ○ | ○ |
| 地域相談支援給付 | | ○ | × |
| 障害児が利用可能な障害者総合支援法のサービス  （居宅介護、短期入所、行動援護、同行援護） | | × | × |
|  | 重度訪問介護（15歳以上） | ○ | ○ |
| 重度障害者等包括支援 | ○ | × |
| 児童福祉法のサービス（障害児通所支援等） | | × | × |

**５．留意事項**

　　提供した認定調査結果及び医師意見書を利用者（本人、保護者等）に見せることは、目的外

利用になるとともに、今後の治療等の支障となることもあります。絶対に見せないでください。

　　また、医師意見書の内容を利用者（本人、保護者等）に確認することも謹んでください。

**［参考］**　個人情報の提供の決定について（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| ３ 遵守事項  ４ 報告・調査 | (1) 保有個人情報を他に漏らしてはならない。  (2) 保有個人情報を利用目的以外に利用してはならない。  (3) 保有個人情報を第三者へ提供してはならない。  (4) 利用終了後の保有個人情報は、外部に漏洩することのない  よう適切な方法により廃棄等の処理をしなければならない。  (5) 保有個人情報に紛失、漏洩等が発生した場合、速やかに報告しなければならない。  保有個人情報の管理状況について、必要に応じて報告を求め,  または職員が立入調査できることとします。 |